

市第 190 号議案

横浜市男女共同参画センター条例等の一部改正

横浜市男女共同参画センター条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年 2 月 16 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市男女共同参画センター条例等の一部を改正する条例

（横浜市男女共同参画センター条例の一部改正）

第 1 条 横浜市男女共同参画センター条例（昭和63年 3 月横浜市条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表備考 3 中「小学校（」の次に「義務教育学校の前期課程、」を加え、「これに」を「これらに」に改め、「中学校（」の次に「義務教育学校の後期課程、」を加える。

（横浜市実費弁償条例の一部改正）

第 2 条 横浜市実費弁償条例（平成 3 年 9 月横浜市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「及び横浜市立中学校」を「、横浜市立中学校、横浜市立義務教育学校及び横浜市立特別支援学校」に改める。

（横浜美術館条例の一部改正）

第 3 条 横浜美術館条例（昭和63年 9 月横浜市条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 備考 1 中「小学校」の次に「（義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及びこれらに準ずるものを含む。）」

を加え、同表備考 3 中「前期課程」の次に「、義務教育学校」を加え、同表備考 4 中「小学校」の次に「（義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及びこれらに準ずるものを含む。）」を加える。

（横浜人形の家条例の一部改正）

第 4 条 横浜人形の家条例（平成27年 2 月横浜市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 備考 1 中「小学校」の次に「（義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及びこれらに準ずるものを含む。）」を加え、同表備考 2 中「前期課程」の次に「、義務教育学校」を加え、同表備考 3 中「小学校」の次に「（義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及びこれらに準ずるものを含む。）」を加える。

（横浜市青少年施設条例の一部改正）

第 5 条 横浜市青少年施設条例（昭和39年 3 月横浜市条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 1 (1) の表備考 1 中「小学校（」の次に「義務教育学校の前期課程及び」を、「中学校（」の次に「義務教育学校の後期課程、」を加える。

（横浜こども科学館条例の一部改正）

第 6 条 横浜こども科学館条例（昭和58年12月横浜市条例第54号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 備考 1 中「小学校（」の次に「義務教育学校の前期課程、」を加え、「これに」を「これらに」に改め、「中学校（」の次に「義務教育学校の後期課程、」を加える。

(横浜市認定こども園の要件を定める条例の一部改正)

第7条 横浜市認定こども園の要件を定める条例(平成27年2月横浜市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第3条第7号キ中「小学校」の次に「及び義務教育学校」を加える。

(横浜市小児の医療費助成に関する条例の一部改正)

第8条 横浜市小児の医療費助成に関する条例(平成6年9月横浜市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「規定する中学校」の次に「、義務教育学校の後期課程」を加える。

(横浜市障害者スポーツ文化センター条例の一部改正)

第9条 横浜市障害者スポーツ文化センター条例(平成4年3月横浜市条例第24号)の一部を次のように改正する。

別表備考2中「小学校」の次に「及び義務教育学校の前期課程」を、「中学校」の次に「、義務教育学校の後期課程」を加える。

(横浜市高齢者保養研修施設条例の一部改正)

第10条 横浜市高齢者保養研修施設条例(平成8年3月横浜市条例第11号)の一部を次のように改正する。

別表備考4中「小学校(」の次に「義務教育学校の前期課程、」を加え、「これに」を「これらに」に改め、「中学校(」の次に「義務教育学校の後期課程、」を加える。

(横浜市動物園条例の一部改正)

第11条 横浜市動物園条例(昭和63年3月横浜市条例第11号)の一部を次のように改正する。

別表備考 1 及び 2 中「小学校」の次に「（義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及びこれらに準ずるものを含む。）」を加え、同表備考 3 中「前期課程」の次に「、義務教育学校」を加え、同表備考 4 中「小学校」の次に「（義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及びこれらに準ずるものを含む。）」を加える。

（横浜市建築基準条例の一部改正）

第12条 横浜市建築基準条例（昭和35年10月横浜市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第4条の2第2項中「小学校」の次に「（義務教育学校の前期課程を含む。同号において同じ。）」を加える。

第20条中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

（横浜市港湾施設使用条例の一部改正）

第13条 横浜市港湾施設使用条例（昭和24年9月横浜市条例第49号）の一部を次のように改正する。

別表第3備考1中「小学校（」の次に「義務教育学校の前期課程、」を加え、「これに」を「これらに」に改め、「中学校（」の次に「義務教育学校の後期課程、」を加える。

（横浜市海づくり施設条例の一部改正）

第14条 横浜市海づくり施設条例（昭和53年7月横浜市条例第40号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表備考1中「中学校（」の次に「義務教育学校の後期課程、」を、「小学校（」の次に「義務教育学校の前期課程、」を加え、「これに」を「これらに」に改める。

（横浜市高速鉄道運賃条例の一部改正）

第15条 横浜市高速鉄道運賃条例（昭和47年10月横浜市条例第64号）の一部を次のように改正する。

別表備考1(1)中「学生」の次に「、義務教育学校の後期課程の生徒」を加え、同表備考2(1)中「及び児童」の次に「、義務教育学校の前期課程の児童」を加え、「児童及び幼児」を「幼児及び児童」に改める。

（横浜市民の読書活動の推進に関する条例の一部改正）

第16条 横浜市民の読書活動の推進に関する条例（平成25年6月横浜市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第1条中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

（横浜市歴史博物館条例の一部改正）

第17条 横浜市歴史博物館条例（平成6年3月横浜市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考1中「小学校」の次に「（義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及びこれらに準ずるものを含む。）」を加え、同表備考3中「前期課程」の次に「、義務教育学校」を加え、同表備考4中「小学校」の次に「（義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及びこれらに準ずるものを含む。）」を加える。

（横浜市学校規模適正化等検討委員会条例の一部改正）

第18条 横浜市学校規模適正化等検討委員会条例（平成25年9月横浜市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び横浜市立中学校」を「、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校」に、「小中学校」を「小中学校等」に改める。

第 2 条及び第 3 条第 2 項第 4 号中「小中学校」を「小中学校等」に改める。

(横浜市少年自然の家条例の一部改正)

第19条 横浜市少年自然の家条例（昭和54年 3 月横浜市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 号中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

(横浜市学齡児童生徒就学奨励条例の一部改正)

第20条 横浜市学齡児童生徒就学奨励条例（昭和26年10月横浜市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「及び市立中学校」を「、市立中学校及び市立義務教育学校」に改める。

附 則

この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

義務教育学校の設置に伴い、関係規定の整備を図る等のため、横浜市男女共同参画センター条例等の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市男女共同参画センター条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

別表（第9条第2項）

（表省略）

（備考）

（1及び2省略）

- 3 「子供」とは、小学校（義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及び^{これらに}_{これに}準ずるものを含む。以下同じ。）の児童及び中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学部及びこれらに準ずるものを含む。）の生徒をいい、小学校に就学するまでの者は、無料とする。

（4省略）

横浜市実費弁償条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（適用除外）

- 第4条 市から議員報酬、報酬又は給料を受ける職にある者並びに横浜市立小学校、横浜市立中学校、横浜市立義務教育学校及び横浜市立特別支援学校及び横浜市立中学校の教職員が職務の関係で証人等になった場合には、この条例による実費弁償は行わない。

横浜美術館条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

別表第 1（第 10 条第 6 項）

（表省略）

（備考）

- 1 「一般」とは、「大学生・高校生」、「中学生・小学生」及び小学校（義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及びこれらに準ずるものを含む。）に就学するまでの者以外の者をいう。

（2 省略）

- 3 「中学生・小学生」とは、中学校、中等教育学校の前期課程、義務教育学校、小学校若しくは特別支援学校の中学部若しくは小学部に在学する生徒若しくは児童又はこれらに準ずる者をいう。
- 4 小学校（義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及びこれらに準ずるものを含む。）に就学するまでの者は、無料とする。

横浜人形の家条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

別表第 1（第 10 条第 5 項）

（表省略）

（備考）

- 1 「一般」とは、「中学生・小学生」及び小学校（義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及びこれらに準ずるものを含む。）に就学するまでの者以外の者をいう。
- 2 「中学生・小学生」とは、中学校、中等教育学校の前期課

程、義務教育学校、小学校若しくは特別支援学校の中学部若しくは小学部に在学する生徒若しくは児童又はこれらに準ずる者をいう。

- 3 小学校(義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及びこれらに準ずるものを含む。)に就学するまでの者は、無料とする。

横浜市青少年施設条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現行）

別表第2（第9条第2項）

1 青少年研修センター

(1) 宿泊利用

（表省略）

（備考）

- 1 「高校生以下の者」とは、小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）に就学するまでの者、小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）若しくは高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の児童若しくは生徒、高等専門学校、専修学校若しくは各種学校の小学校、中学校若しくは高等学校に相当する課程に在学する者又はこれらに準ずる者をいう。

（2及び(2)省略）

横浜子ども科学館条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現行）

別表第 1（第 7 条第 3 項）

（表省略）

（備考）

- 1 小人とは、小学校（~~義務教育学校の前期課程、~~特別支援学校の小学部及び~~これらに~~準ずるものを含む。以下同じ。）の児童及び中学校（~~義務教育学校の後期課程、~~中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学部及びこれらに準ずるものを含む。以下同じ。）の生徒をいう。

（2 省略）

横浜市認定子ども園の要件を定める条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現行）

（法第 3 条第 1 項の要件）

第 3 条 法第 3 条第 1 項の条例で定める要件は、次のとおりとする。

（第 1 号から第 6 号まで省略）

- (7) 教育及び保育の内容等について、次に掲げる基準に適合すること。

（アからカまで省略）

キ 小学校及び義務教育学校における教育との連携が図られること。

（第 8 号から第 11 号まで省略）

横浜市小児の医療費助成に関する条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現行）

（定義）

第2条 この条例において「小児」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学部又はこれらに準ずるもの（以下「中学校等」という。）を卒業する日又は修了する日の属する月の末日（中学校等を卒業する日又は修了する日の属する月の末日に入院している場合で、当該入院が同日以後継続するときは、当該入院が終了した日。ただし、当該卒業する日若しくは修了する日の属する月の末日又は当該入院が終了した日が、18歳に達する日の属する月の末日を経過するときは、18歳に達する日の属する月の末日）までの間にある者をいい、小児を次のように分ける。

（第1号から第3号まで及び第2項から第5項まで省略）

横浜市障害者スポーツ文化センター条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現行）

別表（第11条第2項）

（表省略）

（備考）

（1 省略）

2 「子供」とは、小学校及び義務教育学校の前期課程の児童、中学校、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程の生徒並びにこれらに準ずる者をいい、小学校及び義務

教育学校の前期課程に就学するまでの者は、無料とする。

(3 から 8 まで省略)

横浜市高齢者保養研修施設条例 (抜粋)

(上段 改正案)
(下段 現 行)

別表 (第 9 条第 2 項)

(表省略)

(備考)

(1 から 3 まで省略)

- 4 「子供」とは、小学校 (義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及びこれらに準ずるものを含む。以下同じ。) に就学するまでの満 3 歳以上の者又は小学校の児童若しくは中学校 (義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学部及びこれらに準ずるものを含む。) の生徒をいう。

(5 省略)

横浜市動物園条例 (抜粋)

(上段 改正案)
(下段 現 行)

別表 (第 3 条の 5 第 2 項)

(表省略)

(備考)

- 1 「一般」とは、「高校生・中人」、「中学生・小学生」及び小学校 (義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及びこれらに準ずるものを含む。) に就学するまでの者以外

の者をいう。

2 「高校生・中人」のうち、高校生とは高等学校、中等教育学校の後期課程若しくは特別支援学校の高等部に在学する生徒又はこれらに準ずる者を、中人とはこれら以外の者で「中学生・小学生」及び小学校（義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及びこれらに準ずるものを含む。）に就学するまでの者を除く18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にあるものをいう。

3 「中学生・小学生」とは、中学校、中等教育学校の前期課程、義務教育学校、小学校若しくは特別支援学校の中学部若しくは小学部に在学する生徒若しくは児童又はこれらに準ずる者をいう。

4 小学校（義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及びこれらに準ずるものを含む。）に就学するまでの者は、無料とする。

（5省略）

横浜市建築基準条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（階数が3以上である建築物及び大規模建築物の敷地と道路との関係）

第4条の2 （第1項省略）

2 延べ面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計をいう。）が1,000平方メートルを超える建築物の敷地は、幅員6メートル以上の道路（法第42条第1項第1

号、第 3 号若しくは第 4 号に該当する道路又は同項第 2 号若しくは第 5 号に該当する道路のうち同条第 2 項若しくは第 3 項の規定により指定された道路を経由しないで同条第 1 項第 1 号、第 3 号若しくは第 4 号に該当する道路に至る道路に限る。以下この項において同じ。) に 1 箇所 6 メートル以上接し、かつ、その接する部分に主要な出入口 (建築物の主要な出入口に通じるものをいう。以下この条、第 5 条第 1 項、第 24 条第 1 項及び第 2 項、第 29 条第 1 項及び第 2 項、第 47 条の 2 第 5 号 (幼稚園、小学校~~(義務教育学校の前期課程を含む。同号において同じ。)~~、特別支援学校又は児童福祉施設等 (令第 115 条の 3 第 1 号の児童福祉施設等をいう。以下同じ。)) の用途に供する建築物の敷地の主要な出入口に限る。)、第 52 条第 1 項から第 3 項まで並びに第 53 条第 1 項において同じ。) を設けたものでなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合において、第 1 号にあっては同号に規定する道路に敷地が接する部分に主要な出入口を設け、第 2 号又は第 3 号にあってはこれらに規定する道路に敷地が接する部分に出入口 (一の道路にあっては、主要な出入口) を設けたときは、この限りでない。

(第 1 号から第 3 号まで及び第 3 項省略)

(階段の幅)

第 20 条 令第 119 条に規定する廊下 (小学校、中学校~~、義務教育学校~~、高等学校又は中等教育学校における児童用又は生徒用のものを除く。) 又は前条に規定する廊下から避難階又は地上に通ずる階段は、その 1 以上を幅 1.2 メートル (屋外に設けるものにあつては、幅 90 センチメートル) 以上としなければならない。

横浜市港湾施設使用条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現行）

別表第3（第17条第1項第4号ア）

（表省略）

（備考）

- 1 小人とは、小学校（義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及び~~これらに~~これに準ずるものを含む。以下同じ。）の児童及び中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学部及びこれらに準ずるものを含む。）の生徒をいう。

（2から4まで省略）

横浜市海づり施設条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現行）

別表（第7条第2項）

- 1 つり施設

（表省略）

（備考）

- 1 「中学生」とは中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学部及びこれらに準ずるものを含む。）に在学する生徒をいい、「小学生」とは小学校（義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及び~~これらに~~これに準ずるものを含む。以下同じ。）に在学する児童をいう。

(2 省 略)

横 浜 市 高 速 鉄 道 運 賃 条 例 (抜 粋)

(上 段 改 正 案)
(下 段 現 行)

別 表 (第 4 条 第 1 項)

(表 省 略)

備 考

1 通学定期旅客運賃 (甲種) 及び通学定期乗車券 (甲種) と
は、次に掲げる者に係る通学定期旅客運賃及び通学定期乗車
券をいう。

(1) 法第 1 条に規定する中学校、高等学校、中等教育学校、
大学及び高等専門学校~~の生徒及び学生~~、義務教育学校の後
期課程の生徒並びに特別支援学校の中学部及び高等部の生
徒

(2) から (5) まで省略)

2 通学定期旅客運賃 (乙種) 及び通学定期乗車券 (乙種) と
は、次に掲げる者に係る通学定期旅客運賃及び通学定期乗車
券をいう。

(1) 法第 1 条に規定する幼稚園及び小学校の幼児及び児童~~、~~
義務教育学校の前期課程の児童並びに特別支援学校の幼稚
部及び小学部の~~幼児及び児童~~
児童及び幼児

(2) 省略)

横 浜 市 民 の 読 書 活 動 の 推 進 に 関 す る 条 例 (抜 粋)

(上 段 改 正 案)
(下 段 現 行)

(目的)

第1条 この条例は、市民の読書活動の推進に関し、基本理念を定めるとともに、横浜市（以下「市」という。）の責務並びに家庭、学校（市立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校をいう。以下同じ。）及び地域における取組等を定めることにより、市民の読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民一人一人の心豊かな生活及び活力ある社会の実現に資することを目的とする。

横浜市歴史博物館条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

別表第1（第10条第4項）

（表省略）

（備考）

1 「一般」とは、「大学生・高校生」、「中学生・小学生」及び小学校（義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及びこれらに準ずるものを含む。）に就学するまでの者以外の者をいう。

（2省略）

3 「中学生・小学生」とは、中学校、中等教育学校の前期課程、義務教育学校、小学校若しくは特別支援学校の中学部若しくは小学部に在学する生徒若しくは児童又はこれらに準ずる者をいう。

4 小学校（義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及びこれらに準ずるものを含む。）に就学するまでの者が、

常設展示室に入場する場合の利用料金は、無料とする。

横浜市学校規模適正化等検討委員会条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現行）

（設置）

第1条 横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校
及び横浜市立中学校
校（以下「小中学校等」
小中学校という。）の通学区域の適正化及び弾力化並びに規模の適正化を推進する等のため、横浜市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の附属機関として、横浜市学校規模適正化等検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 委員会は、教育委員会の諮問に応じて、前条の目的を達成するため、小中学校等
小中学校に関する次に掲げる事項について調査審議し、答申し、又は意見を具申する。

（第1号から第5号まで省略）

（組織）

第3条 （第1項省略）

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

（第1号から第3号まで省略）

(4) 小中学校等の長
小中学校

（第5号省略）

横浜市少年自然の家条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現行）

（使用者の範囲）

第4条 少年自然の家を使用できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(第1号省略)

(2) 横浜市内の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部の児童及び生徒の団体

(第3号及び第4号省略)

横浜市学齢児童生徒就学奨励条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（奨励金を受けることのできる者）

第2条 この条例により就学奨励金（以下「奨励金」という。）の交付を受けることのできる者は、横浜市内に居住し、市立小学校、市立中学校及び市立義務教育学校に在学する学齢児童等の保護者及び市立中学校
者で、生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条の規定による教育扶助を受けていない生活困窮者とする。